2026年4月1日規程第1号

独立行政法人国立病院機構琉球病院研究インテグリティの確保に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、研究インテグリティを確保するために必要な事項を定め、もって国際的に信頼性のある研究環境を構築することを目的とする。

（定義）

第２条　この規程において「研究者」とは、琉球病院において研究活動を行う全ての者をいう。

（院長の責務）

第３条　院長は、研究インテグリティを確保するための体制を整備するものとする。

（研究者の責務）

第４条　研究者は、自らの研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たすため、必要な情報について所属機関等に開示を行うものとする。

（研究インテグリティ・マネジメント統括責任者）

第５条　研究インテグリティの確保に係るマネジメントに関する業務を統括させるため、研究インテグリティ・マネジメント統括責任者を置く。

２　研究インテグリティ・マネジメント統括責任者は、院長が臨床研究部長をもって充てる。

（研究インテグリティ・マネジメント委員会）

第６条　研究インテグリティ・マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第７条　委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

一　研究インテグリティの確保に係るマネジメントに係る規程等の制定及び改廃の審議に関する事項

二　研究インテグリティの確保に係る要請等に関する事項

三　研究インテグリティの確保に係るマネジメントのための調査に関する事項

四　研究インテグリティの確保に係る教育研修に関する事項

五　その他研究インテグリティの確保に係るマネジメントに関する重要事項

（組織）

第８条　委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
一　研究インテグリティ・マネジメント統括責任者
二　院長が指名する職員 若干人
三　その他委員会が必要と認めた者 若干人

（専門委員会）
第９条　研究インテグリティ・マネジメントに関する専門的な事項を調査審議させるため必要があるときは、委員会に専門委員会を置くことができる。

（庶務）
第１０条　委員会の庶務は、業務班長において処理する。

（相談窓口）
第１１条　研究インテグリティの確保に関する相談等に対応させるため、相談窓口を置く。
２ 前項の相談窓口に担当者を置き、企画課の職員をもって充てる。

（雑則）
第１２条　この規程に定めるもののほか、研究インテグリティの確保に係るマネジメントに関し必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）
この規程は、2026 年 4 月 1 日から施行する。